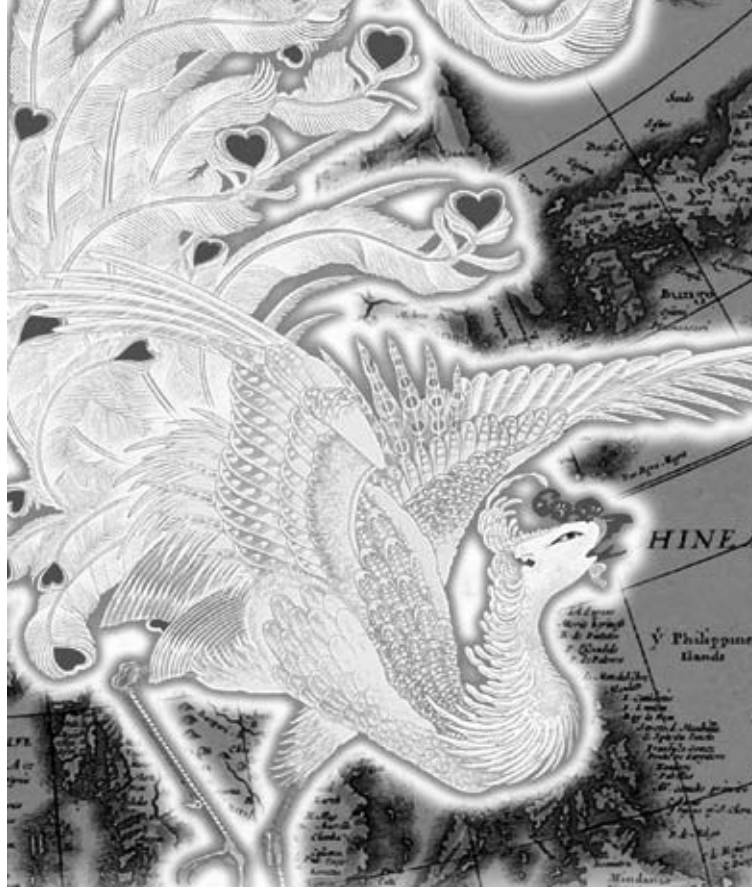


愛称

# 鳳凰

フォン ファン

明治安田  
オリエンタル・セレクト50  
追加型投信／内外／株式



投資信託説明書（交付目論見書）

2014.8.26

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

明治安田オリエンタル・セレクト50の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成26年8月25日に関東財務局長に提出しており、平成26年8月26日にその届出の効力が生じております。  
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧できます。  
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	内外	株式	株式 一般	年2回	日本・アジア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (URL: <http://www.toushin.or.jp/>) で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

＜委託会社＞ 明治安田アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第405号  
設立年月日：1986年11月15日  
資本金：10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：7,845億円  
（資本金・運用純資産総額は2014年6月末現在）

〔ファンドの運用の指図等を行います〕

＜受託会社＞ みずほ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

明治安田オリエンタル・セレクト50 (愛称：鳳凰)

追加型投信／内外／株式  
投資信託説明書（交付目論見書）

（訂正事項分）

2015年1月14日

本紙は「明治安田オリエンタル・セレクト50（愛称：鳳凰）」における投資信託説明書（交付目論見書（2014.8.26））の訂正事項を記載したものです。

つきましては、同投資信託説明書（交付目論見書）の該当部分を本紙にしたがい読み替えのうえ、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

明治安田オリエンタル・セレクト50の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成26年8月25日に関東財務局長に提出しており、平成26年8月26日にその届出の効力が生じております。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧できます。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス <http://www.myam.co.jp/>

## 1 【目論見書の訂正理由】

投資信託説明書（交付目論見書（2014.8.26））の記載事項の一部に訂正すべき事項がありますので、関係事項を以下のとおり訂正するものです。

## 2 【訂正の内容】

訂正後の内容を記載しております。

本文 5 ページ

4 手続・手数料等

お申込みメモ

（以下、訂正箇所のみ抜粋）

購入の申込期間	2014年8月26日から2015年2月16日 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 ※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2015年3月23日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。2015年1月15日から2015年2月16日までに異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2015年1月15日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、予定通り信託終了（繰上償還）を行います。 異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、2015年2月16日を最終受付日として当ファンドの取得の申込みの受付を中止いたします。 この場合、申込期間の末日は2015年2月16日に変更され、以後の申込期間の更新は行われません。
信託期間	無期限（1999年11月26日設定） ※異議申立の結果、当ファンドの信託終了（繰上償還）が決定された場合は、信託期間の末日は2015年3月23日に変更されます。

※当ファンドは、信託約款の規定に基づき、2015年3月23日に信託終了（繰上償還）を行う予定です。

2015年1月15日から2015年2月16日までの間に異議申立のあった受益者の受益権の合計口数が、2015年1月15日現在の当ファンドに係る受益権の総口数の二分の一を超えた場合には、信託終了（繰上償還）が中止されます。

この場合、信託終了（繰上償還）を行わない旨およびその理由を速やかに公告し、かつ2015年1月15日現在における知れている受益者の方に書面でお知らせいたします。

なお、信託終了（繰上償還）の決定（2015年2月17日予定）につきましては、当社ホームページ上にてご確認いただけます。

以 上

# 1. ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

明治安田オリエンタル・セレクト50は、日本を含むアジアの株式に投資することにより、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

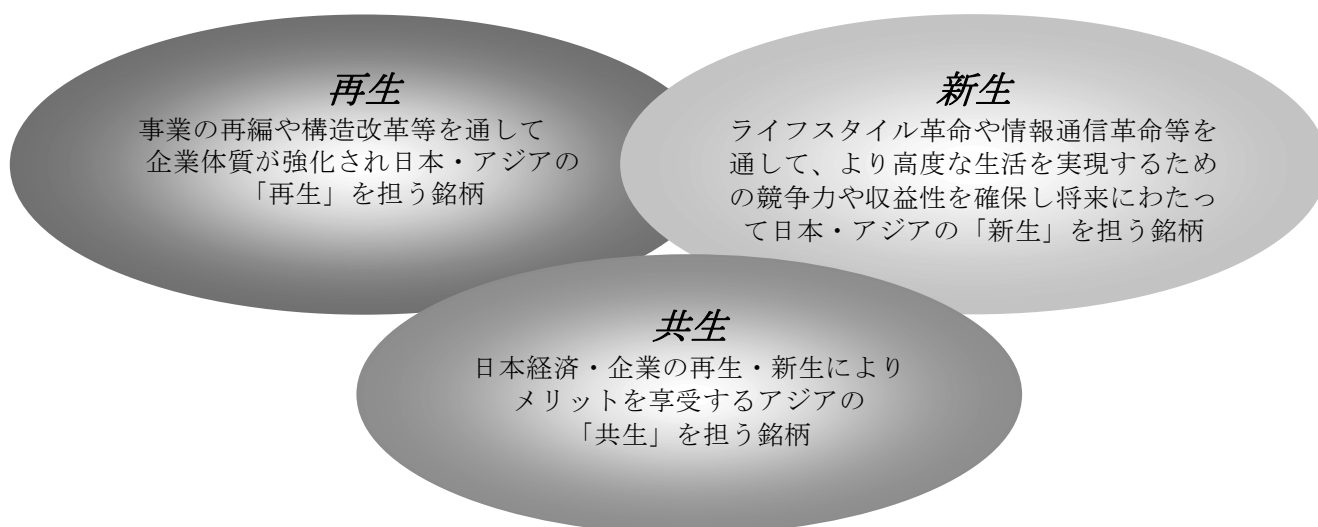
## ■ ファンドの特色

1. わが国およびアジアの金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

<投資対象国および地域>

日本、香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、インドネシア、インド  
※ただし、これらの国および地域は将来変更となることがあります。

2. 株式への投資にあたっては、日本を中心としたアジアの株式の中から、「再生、新生、共生」を投資の視点とし、21世紀の日本・アジアの飛躍・発展を担うと判断される銘柄に投資します。



3. 株式の組入れは厳選50銘柄程度を基準とします。

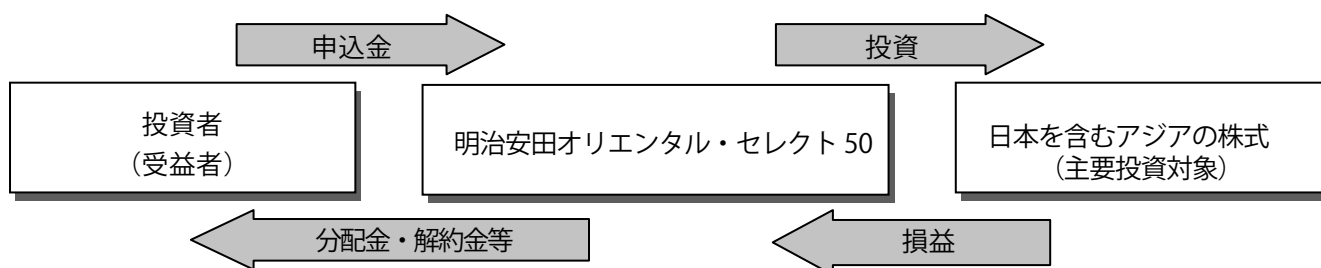
※原則として、株式の組入れは純資産総額に対して90%~95%程度の高位を保ちます。

4. ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドに、日本を除くアジアの株式の運用指図に関する権限を委託します。

※ベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドは、ベアリング・アセット・マネジメント社（本拠地 英国）の東南アジア投資を所管する同社100%出資の運用会社です。グロースとバリューの組み合わせにより割安で成長性の高い銘柄を発掘し、長期にわたる高パフォーマンスを追求しています。

5. 外貨建資産の為替ヘッジは、原則として行いません。

※ただし、市況動向等によっては、上記の運用と異なる場合があります。

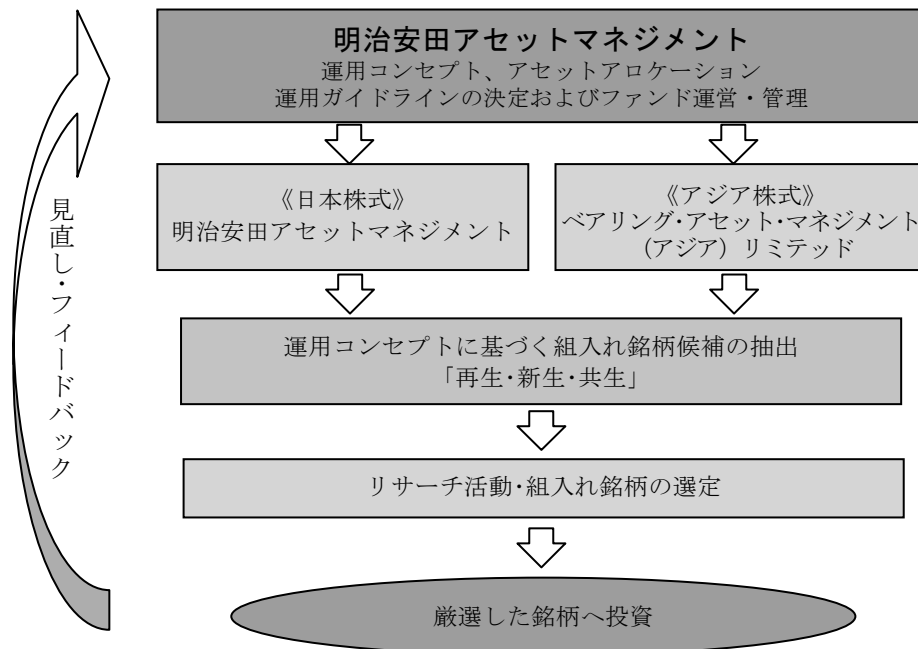


※損益は全て投資者である受益者に帰属します。

## ■ 運用プロセス

- ① 明治安田アセットマネジメント株式会社は、運用コンセプト、アセットアロケーションをはじめ、追加設定・解約等に対応したトータルなファンド運営・管理を行います。
- ② 明治安田アセットマネジメント株式会社およびベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドのファンドマネージャーおよびアナリストが、各国の政治・経済動向の分析等を行うとともに、企業訪問を含め企業調査を基本としたボトムアップアプローチを重視した銘柄選定を行います。
- ③ 銘柄の見直しは、運用コンセプト、業績動向、株価水準等を総合的に勘案し、明治安田アセットマネジメント株式会社およびベアリング・アセット・マネジメント（アジア）リミテッドが適宜行います。

<運用プロセスのイメージ図>



## ■ 主な投資制限

■ 株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
■ 同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

## ■ 分配方針

年2回（5月、11月の各25日。休業日の場合は翌営業日）決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、諸経費等控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 2. 投資リスク

### ■ 基準価額の変動要因

明治安田オリエンタル・セレクト 50 は、国内外の株式等、値動きのある証券に投資します（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### <主な変動要因>

株 価 変 動 リ ス ク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産への投資については、国内資産に投資する場合の通常のリスクのほか、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### ■ その他の留意点

- 投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

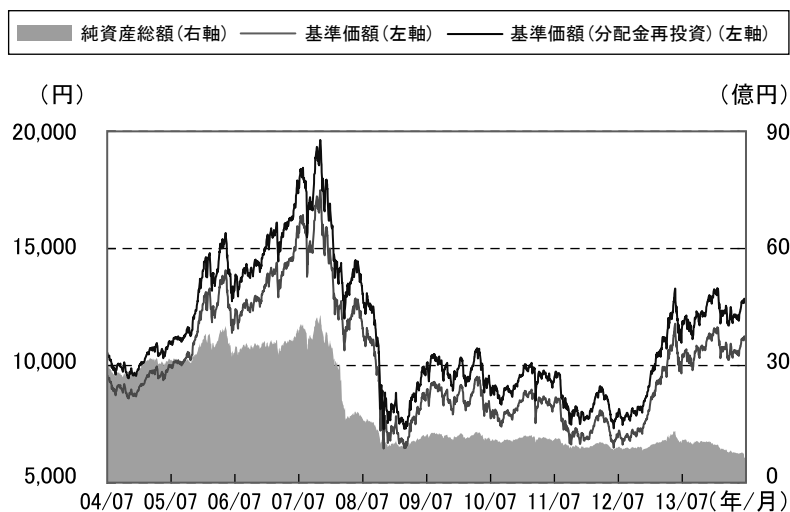
### ■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

### 3. 運用実績

2014年6月30日現在

#### 基準価額・純資産の推移



※基準価額（分配金再投資）は信託報酬控除後のものであり、分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

#### 分配の推移

分配金の推移	
2014年5月	0円
2013年11月	80円
2013年5月	75円
2012年11月	0円
2012年5月	0円
設定来累計	1,452円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	11,161円
純資産総額	6.1億円

#### 主要な資産の状況

##### 組入上位銘柄

##### 【日本株式組入上位 10 銘柄】

	銘柄名	業種	投資比率 (%)
1	大成建設	建設業	3.54
2	マツダ	輸送用機器	3.54
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.09
4	日立製作所	電気機器	2.88
5	住友不動産	不動産業	2.82
6	KDDI	情報・通信業	2.60
7	クボタ	機械	2.56
8	日本触媒	化学	2.42
9	三井物産	卸売業	2.42
10	ピジョン	その他製品	2.16

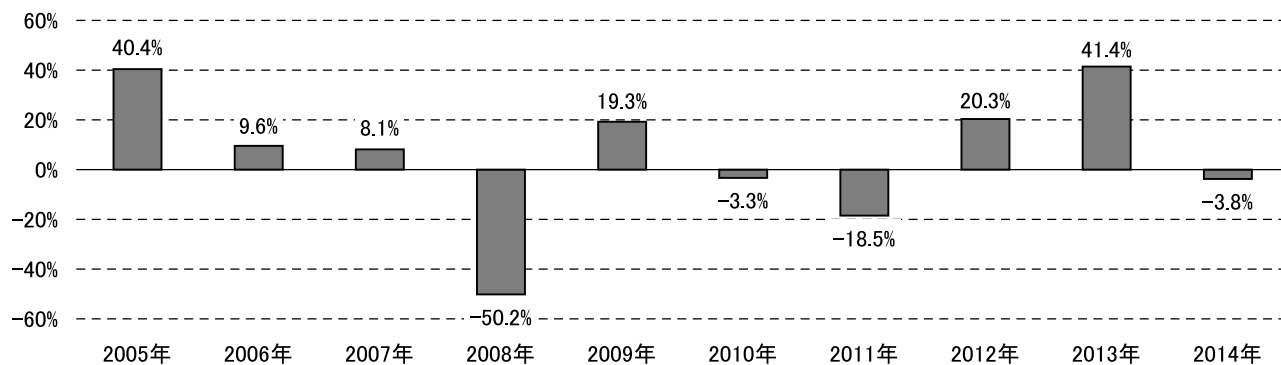
※投資比率は対純資産総額比

##### 【アジア株式組入上位 10 銘柄】

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率 (%)
1	MEDIATEK INC	台湾	半導体・半導体製造装置	3.85
2	LARGAN PRECISION CO LTD	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.70
3	KRUNG THAI BANK PUB CO-FOREI	タイ	銀行	3.15
4	DBS GROUP HOLDINGS LTD	シンガポール	銀行	2.87
5	CATCHER TECHNOLOGY CO LTD	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.57
6	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	半導体・半導体製造装置	2.45
7	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFAC	台湾	半導体・半導体製造装置	2.41
8	DELTA ELECTRONICS INC	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.41
9	AIA GROUP LTD	香港	保険	2.09
10	CHINA STATE CONSTRUCTION INT	中国	資本財	2.07

※投資比率は対純資産総額比

#### 年間収益率の推移（暦年ベース）



※収益率は分配金（税引前）を再投資したものととして算出しています。

※2014年は6月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 4. 手続・手数料等

### ■ お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問い合わせください。
購 入 代 金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までには販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	—
購 入 の 申 込 期 間	2014年8月26日から2015年2月25日 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設けることがあります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	無期限（1999年11月26日設定）
繰 上 償 還	委託会社は、受益権の総口数が10億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決 算 日	毎年5月25日および11月25日（休業日の場合は翌営業日）
収 益 分 配	年2回決算を行い、収益配分方針に基づいて、分配を行います。 (注)当ファンドには、「一般コース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会社へお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円
公 告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="http://www.myam.co.jp/">http://www.myam.co.jp/</a>
運 用 報 告 書	決算時および償還時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## ■ ファンドの費用・税金

### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <u>3.24% (税抜 3.0%)</u> を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、 <u>年1.944% (税抜 1.8%)</u> の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。								
	(年率)								
	<table border="1"> <tr> <td>合計</td> <td>1.944% (税抜 1.8%)</td> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>1.026% (税抜 0.95%)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.81% (税抜 0.75%)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.108% (税抜 0.1%)</td> </tr> </table>	合計	1.944% (税抜 1.8%)	委託会社	1.026% (税抜 0.95%)	販売会社	0.81% (税抜 0.75%)	受託会社	0.108% (税抜 0.1%)
合計	1.944% (税抜 1.8%)								
委託会社	1.026% (税抜 0.95%)								
販売会社	0.81% (税抜 0.75%)								
受託会社	0.108% (税抜 0.1%)								
	<p>※ベアリング・アセット・マネジメント(アジア)リミテッドに対する報酬は、信託報酬のうち委託会社が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、以下の率を乗じて得た額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・純資産総額のうち外貨建純資産の平均邦貨換算金額*が50億円以下の部分に対しては年率0.7%</li> <li>・純資産総額のうち外貨建純資産の平均邦貨換算金額が50億円超の部分に対しては年率0.5%</li> </ul> <p>*平均邦貨換算金額とは、計算期間における毎日の外貨建純資産を円換算して合計した金額を当該運用日数(休日を含む)で除したものをいいます。</p>								
その他の費用・手数料	<p>監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>								

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様の保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して……………20.315%

※上記は2014年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、2014年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になることができるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

※法人の場合については上記と異なります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

 明治安田アセットマネジメント